

平成 24 年 10 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
ユナイテッド・アーバン投資法人
代表者名
執行役員 阿部 久三
(コード番号：8960)
資産運用会社名
ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名
代表取締役社長 及川 健一郎
問い合わせ先
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏目 憲一
TEL. 03-5402-3680

本投資法人に対する賃料減額請求訴訟の提起に関するお知らせ
(心齋橋OPA本館、心齋橋OPAきれい館)

ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、運用資産である「心齋橋OPA本館」及び「心齋橋OPAきれい館」（以下総称して「本2物件」といいます。）の賃借人である株式会社OPAより、下記の通り賃料減額請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件訴訟を提起した者
 - (1) 名称 : 株式会社OPA
 - (2) 所在地 : 東京都江東区東陽2丁目2番20号 東陽駅前ビル5F
 - (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 山下 忠彦
2. 本件訴訟の内容
 - (1) 訴訟提起のあった裁判所 : 東京地方裁判所（注）
 - (2) 訴訟の提起日 : 平成24年10月15日
 - (3) 主な請求内容 : ①心齋橋OPA本館について、平成24年3月1日以降の賃料につき現行比約20%の減額請求
②心齋橋OPAきれい館について、平成24年3月1日以降の賃料につき現行比約18%の減額請求

（注）本件訴訟は東京地方裁判所に対して提起されましたが、平成24年10月24日付で東京地方裁判所から本件訴訟を大阪地方裁判所に移送する旨の決定が下されました。

3. 今後の対応方針

本投資法人としては本2物件に係る賃料減額請求は合理的な理由を欠くものと考えており、今後の裁判手続きにおいては、その旨を主張していく方針です。

4. 今後の見通し

本件訴訟が本投資法人の業績に与える影響は、現時点では未定です。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

* 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス： <http://www.united-reit.co.jp>